

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示

- ・生活保護法に基づく指定医療機関の指定
- ・生活保護法に基づく指定医療機関の変更の届出
- ・生活保護法に基づく指定医療機関の休止の届出
- ・生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出
- ・生活保護法に基づく指定施術機関の指定
- ・生活保護法に基づく指定施術機関の廃止の届出
- ・長崎県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付金の元利償還金の収納事務の委託
- ・公有水面埋立ての免許の出願
- ・道路の区域変更（2件）
- ・道路の供用開始（4件）

所管課（室）名

福 祉 保 健 課
 “
 “
 “
 “
 “
 こ ども 家 庭 課
 漁 港 漁 場 課
 道 路 維 持 課
 “

◎ 公 告

- ・希少野生動植物種保存地域の指定の案
- ・大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（3件）
- ・県営土地改良事業変更計画の決定
- ・地域森林計画書の公表
- ・測量の実施
- ・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定しようとする範囲の縦覧（2件）
- ・土地区画整理事業の事業計画の変更認可
- ・落札者等

自 然 環 境 課
 経 営 支 援 課
 農 村 整 備 課
 林 政 課
 建 設 企 画 課
 砂 防 課
 住 宅 課
 物 品 管 理 室

◎ 公安委員会告示

- ・警備員等に対する検定の実施

生 活 環 境 課

告 示

長崎県告示第22号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関として次のとおり指定した。

令和2年1月17日

長崎県知事 中村 法道

(指 定)

医 療 機 関 名	開 設 者	所 在 地	指定年月日	有効期間
わかば薬局	有限会社 ファイン 代表取締役 出良 心一	長崎県大村市池田1丁目175-3	令和2年1月1日	令和7年12月31日
株式会社 福江薬局 松山店	株式会社 福江薬局 代表取締役 菅原 正典	長崎県五島市松山町104-1	令和2年1月1日	令和7年12月31日
くろきデンタルクリニック	医療法人 佑佳 理事長 黒木 俊郎	長崎県大村市松山町633-1	令和元年12月1日	令和7年11月30日
なかむら歯科医院	中村 友美	長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷538-11	令和元年12月22日	令和7年12月21日
光風・ふくしまクリニック	社会医療法人 玄州会 理事長 光武 新人	長崎県老岐市郷ノ浦町東触字平1006番地1	令和2年1月1日	令和7年12月31日
小野島薬局	株式会社 ソフトライフ 代表取締役 平沼 正和	長崎県諫早市小野島町132-1	令和2年1月1日	令和7年12月31日
大沢医院	大沢 肇	長崎県諫早市東本町2-8	令和元年12月9日	令和7年12月8日
たきの内科クリニック	瀧野 博文	長崎県諫早市永昌町12-2 KRP 諫早駅前ビル2F	令和元年12月1日	令和7年11月30日
三浦産婦人科	医療法人社団 清巒会 理事長 三浦 清巒	長崎県西彼杵郡時津町野田郷25番地1	令和2年1月1日	令和7年12月31日
こまち薬局	有限会社 一心堂 代表取締役 堀 剛	長崎県諫早市小野町278-1	令和2年1月1日	令和5年5月28日
ファミリー訪問看護ステーション	社会福祉法人 如月会 理事長 武田 晃一	長崎県諫早市土師野尾町1833-1	令和元年10月1日	令和7年9月30日

長崎県告示第23号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があった。

令和2年1月17日

長崎県知事 中村 法道

(変 更)

区分	医 療 機 関 名	開 設 者	所 在 地	変更事項	変更年月日
旧	古賀調剤薬局 愛野店	株式会社 アインファーマ シーズ 代表取締役 大石 美也	長崎県雲仙市愛野町甲 3848-10	医療機関名称	令和元年12月1日
新	アイン薬局 愛野店				

長崎県告示第24号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から休止の届出があった。

令和2年1月17日

長崎県知事 中村 法道

(休 止)

医 療 機 関 名	開 設 者	所 在 地	休止年月日
医療法人 後藤産婦人科	医療法人 後藤産婦人科 理事長 後藤 英夫	長崎県大村市西大村本町364番地	令和元年10月5日

長崎県告示第25号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和2年1月17日

長崎県知事 中村 法道

(廃 止)

医 療 機 関 名	開 設 者	所 在 地	廃止年月日
くろきデンタルクリニック	黒木 俊郎	長崎県大村市松山町633-1	令和元年11月30日
たきの内科クリニック	瀧野 博文	長崎県諫早市高城町9-2	令和元年11月30日
医療法人 池田歯科	医療法人 池田歯科 理 事長 池田 信	長崎県諫早市久山台10-1	令和元年12月1日
おおふくじ歯科医院	大福地 達也	長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷2022-6	令和元年11月30日
ファミリー訪問看護ステーション	一般社団法人 コネクト 代表理事 武田 晃一	長崎県諫早市土師野尾町1833-1	令和元年9月30日

長崎県告示第26号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関として次のとおり指定した。

令和2年1月17日

長崎県知事 中村 法道

(指 定)

業務の種類	指定施術機関名 (指定施術者名)	施術者住所	開設施術所名称 (施術所を開設している場合)	開設施術所所在地 (施術所を開設している場合)	指定年月日
柔道整復	里森 雄輔	長崎県西彼杵郡長与町まなび野3丁目8-4セジュール夢彩都Ⅱ101			令和元年12月1日
はり・きゅう	島田 洋文 (出張専業)	長崎県大村市諏訪2-507-32			令和元年12月1日
あん摩マツサージ指圧	古賀 寛人	長崎県諫早市上野町10-5	こが整骨院	長崎県諫早市上野町10-5	令和元年12月1日
はり・きゅう	古賀 寛人	長崎県諫早市上野町10-5	こが整骨院	長崎県諫早市上野町10-5	令和元年12月1日
柔道整復	古賀 寛人	長崎県諫早市上野町10-5	こが整骨院	長崎県諫早市上野町10-5	令和元年12月1日
柔道整復	野口 裕司	長崎県諫早市白岩町58-9			令和元年12月1日

長崎県告示第27号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術機関から廃止の届出があった。

令和2年1月17日

長崎県知事 中村 法道

(廃 止)

業務の種類	指定施術機関名 (指定施術者名)	施術者住所	開設施術所名称 (施術所を開設している場合)	開設施術所所在地 (施術所を開設している場合)	廃止年月日
柔道整復	庄崎 貴彦	長崎県諫早市高来町溝口3-2			令和元年11月1日

長崎県告示第28号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年1月17日

長崎県知事 中村 法道

- 1 委託年月日
令和元年8月30日
- 2 受託者の住所及び氏名
東京都港区六本木7丁目17番22号

秀和六本木レジデンス610

弁護士法人 ブレインハート法律事務所 代表社員 菅野 晴隆

3 委託事務

長崎県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付金の元利償還金の収納事務

4 委託期間

令和元年8月30日から令和4年3月31日まで

長崎県告示第29号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面埋立ての免許の出願があった。
なお、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年1月17日

長崎県知事 中村 法道

1 出願事項

(1) 出願の年月日 令和1年12月9日

(2) 埋立ての出願をした者の住所氏名

名 称 長崎県

所 在 地 長崎県長崎市尾上町3番1号

代表者氏名 長崎県知事 中村 法道

代表者住所 長崎県長崎市尾上町3番1号

(3) 埋立ての区域

ア 位置 長崎県南松浦郡新上五島町奈摩郷字頭崎1007番2から同町奈摩郷字椎木山1128番4を経て同町奈摩郷字干鯛場1402番14に至る間の地先公有水面

イ 区域 省略（縦覧図書のとおり）

ウ 面積 5,303.23平方メートル

(4) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置 長崎県南松浦郡新上五島町奈摩郷字頭崎1007番2から同町奈摩郷字椎木山1128番4を経て同町奈摩郷字干鯛場1402番14に至る間の各地内ならびに同地先公有水面

イ 区域 省略（縦覧図書のとおり）

ウ 面積 56,946.80平方メートル

(5) 埋立地の用途 水路敷、道路用地

2 縦覧の場所及び期間

(1) 縦覧の場所

長崎県長崎市尾上町3番1号 長崎県水産部漁港漁場課

長崎県南松浦郡新上五島町有川郷578番2 長崎県五島振興局上五島支所

長崎県南松浦郡新上五島町青方郷1585番地1 新上五島町役場

(2) 縦覧の期間

告示の日から起算して3週間

長崎県告示第30号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年1月17日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般国道

路 線 名 202号

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
佐世保市針尾東町3番1地先から 佐世保市針尾北町3552番3地先まで	前	22.2～57.1	171.3	
	後	21.0～42.7	171.3	

長崎県告示第31号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年1月17日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般国道

路 線 名 202号

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
佐世保市針尾北町793番2地先から 佐世保市針尾東町105番7地先まで	前	21.2～33.7	45.2	
	後	13.9～34.7	45.2	

長崎県告示第32号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年1月17日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 202号	佐世保市針尾東町3番1地先から 佐世保市針尾東町105番7地先まで	令和2年1月17日

長崎県告示第33号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県中央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年1月17日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 富川溪線	諫早市本野町283番1地先から 諫早市本野町283番1地先まで	令和2年1月17日

長崎県告示第34号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年1月17日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 奥ノ平時津線	西彼杵郡時津町日並郷字中曽根2205番3地先から 西彼杵郡時津町日並郷字中曽根2214番5地先まで	令和2年1月17日

長崎県告示第35号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年1月17日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 499号	官公有無番地先（長崎市布巻町字梶原842番8）から 長崎市布巻町字林ノ元154番7地先まで	令和2年1月18日

公 告**希少野生動植物種保存地域の指定の案（公告）**

長崎県未来につながる環境を守り育てる条例（平成20年長崎県条例第15号。以下「条例」という。）第51条第1項の規定に基づく希少野生動植物種保存地域の指定を行うため、同条第2項において準用する条例第44条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、条例第51条第2項において準用する条例第44条第3項の規定に基づき、当該希少野生動植物種保存地域内の住民及び利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに、長崎県知事に意見書を提出することができる。

令和2年1月17日

長崎県知事 中村 法道

〔希少野生動植物種保存地域〕

1 希少野生動植物種保存地域の位置及び名称並びに希少野生動植物種保存地域に含まれる土地の区域

名称（種名〔科名〕）	希少野生動植物種保存地域の指定区域
＜植物＞	
ウスバサイシン〔ウマノスズクサ科〕	対馬市
タイリンアオイ〔ウマノスズクサ科〕	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値

	賀町、佐々町及び新上五島町
<魚類>	
カゼトゲタナゴ [コイ科]	壱岐市
<貝類>	
マツカサガイ [イシガイ科]	壱岐市

2 縦覧期間

公告の日から起算して14日を経過する日までの間

3 希少野生動植物種保存地域の指定の案の縦覧場所

長崎県環境部自然環境課

同 長崎振興局管理部総務課

同 県央振興局管理部総務課

同 島原振興局管理部総務課

同 県北振興局管理部総務課

同 五島振興局管理部総務課

同 壱岐振興局管理部総務課

同 対馬振興局管理部総務課

長崎市環境部環境政策課

佐世保市環境部環境政策課

島原市市民部環境課

諫早市市民生活環境部環境政策課

大村市市民環境部環境保全課

平戸市市民生活部市民課

松浦市市民生活課

対馬市観光交流商工部文化交流・自然共生課

壱岐市企画振興部観光課

五島市市民生活部生活環境課

西海市市民環境部環境政策課

雲仙市環境水道部環境政策課

南島原市市民生活部環境課

長与町住民福祉部住民環境課

時津町建設部産業振興課

東彼杵町町民課

川棚町住民福祉課

波佐見町住民福祉課

小値賀町産業振興課

佐々町保険環境課

新上五島町住民生活課

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和2年1月17日

長崎県知事 中村 法道

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス佐々店

長崎県北松浦郡佐々町松瀬免字狩立9番1 外

2 届出の概要

①大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名に関する届出事項の変更

②大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名に関する届出事項の変更

3 意見書の概要

- (1) 意見書を提出した者
佐々町長 古庄 剛
- (2) 意見書の内容
意見なし

4 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から1月間
- (2) 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び佐々町産業経済課

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和2年1月17日

長崎県知事 中村 法道

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス東諫早店
長崎県諫早市小豆崎町195番1 外4筆

2 届出の概要

- ①大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名に関する届出事項の変更
- ②大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名に関する届出事項の変更

3 意見書の概要

- (1) 意見書を提出した者
諫早市長 宮本 明雄
- (2) 意見書の内容
意見なし

4 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から1月間
- (2) 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課、諫早市商工振興部商工観光課

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和2年1月17日

長崎県知事 中村 法道

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス佐世保店
長崎県佐世保市卸本町337番 外

2 届出の概要

- ①大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名に関する届出事項の変更
- ②大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名に関する届出事項の変更

3 意見書の概要

- (1) 意見書を提出した者
佐世保市長 朝長 則男

(2) 意見書の内容

意見なし

4 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から1月間

(2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び佐世保市観光商工部商工物産課

県営土地改良事業変更計画の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定に基づき、八斗木地区県営土地改良事業計画（区画整理工、農業用排水施設工）を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業変更計画書を次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同法第88条第6項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和2年1月17日

長崎県知事 中村 法道

1 縦覧に供すべき書類の名称

八斗木地区県営土地改良事業変更計画書（区画整理工、農業用排水施設工）

2 縦覧期間

令和2年1月17日から令和2年2月17日まで

3 縦覧場所

雲仙市役所 産業部 農漁村整備課

雲仙市役所 地域振興部 国見総合支所 地域振興課

地域森林計画書の公表（公告）

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により対馬地域森林計画をたて、並びに同条第5項の規定により長崎北部、長崎南部及び五島壱岐の各地域森林計画を変更したので、同法第6条第7項の規定により当該計画書を次のとおり公表する。

令和2年1月17日

長崎県知事 中村 法道

1 森林計画区の名称

長崎北部森林計画区（佐世保市、平戸市、松浦市、東彼杵郡及び北松浦郡の各一円）

長崎南部森林計画区（長崎市、島原市、諫早市、大村市、西海市、雲仙市、南島原市及び西彼杵郡の各一円）

五島壱岐森林計画区（五島市、壱岐市及び南松浦郡新上五島町の各一円）

対馬森林計画区（対馬市の一円）

2 公表する場所

長崎市尾上町3番1号 長崎県農林部林政課（長崎北部、長崎南部、五島壱岐及び対馬の各森林計画区）

諫早市永昌東町25番8号 長崎県県央振興局農林部森林土木課（長崎北部及び長崎南部の各森林計画区）

島原市城内1丁目1205番地 長崎県島原振興局農林水産部林務課（長崎南部森林計画区）

佐世保市木場田町3番25号 長崎県県北振興局農林部林業課（長崎北部森林計画区）

五島市福江町1番1号 長崎県五島振興局農林水産部林務課（五島壱岐森林計画区）

壱岐市石田町石田西触1290番地 長崎県壱岐振興局農林水産部農林整備課（五島壱岐森林計画区）

対馬市厳原町国分1441番地 長崎県対馬振興局農林水産部林業課（対馬森林計画区）

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、佐世保市長から公共測量（基準点測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和2年1月17日

長崎県知事 中村 法道

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
佐世保市 俵ヶ浦町	令和2年1月20日から 令和2年3月13日まで

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定しようとする範囲の縦覧（公告）

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めた施行細則（平成16年長崎県規則第62号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき、法第7条第1項の土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）及び法第9条第1項の土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）として指定しようとする範囲の縦覧については、次のとおりである。

令和2年1月17日

長崎県知事 中村 法道

- 1 縦覧期間 令和2年1月17日から令和2年1月30日まで（土日祝日を除く勤務時間内）
- 2 縦覧場所 県北振興局建設部砂防防災課・田平土木維持管理事務所、佐世保市役所河川課・小佐々支所、平戸市役所建設課、西海市役所建設課
- 3 縦覧の対象となる町名と土砂災害の種類
 - (1) 佐世保市の一部
急傾斜地の崩壊及び土石流
 - (2) 平戸市の一部
急傾斜地の崩壊及び土石流
 - (3) 西海市 西彼町、大島町、崎戸町
急傾斜地の崩壊及び土石流
- 4 意見書の提出
 - (1) 警戒区域及び特別警戒区域として指定しようとする土地に対して所有権その他の権利を有する者で、指定しようとする範囲について意見があるときには、縦覧場所に備え置いている意見書用紙（規則様式第1）に記入のうえ、縦覧期間満了の日までに縦覧場所の意見箱又は下記の提出先に郵送（当日消印有効）により提出することができる。
なお、提出された意見書に氏名若しくは住所の記載がないもの若しくはこれらの記載内容に虚偽があるもの又は指定しようとする範囲とされる土地の区域以外に関する記述のあるものは無効とする。
 - (2) 前号の意見書を提出できる権利者であって、病気等の都合により代理者による意見書の提出を行う場合は、代理者の資格及びその理由を示す書面が必要である。
 - (3) 前2号により提出された意見書等で有効なものは、法第7条第3項及び第9条第3項の規定に基づき佐世保市長、平戸市長、西海市長に意見聴取を求める際に添付する。
 - (4) 提出先
〒857-8502 佐世保市木場田町3-25
県北振興局建設部砂防防災課

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定しようとする範囲の縦覧（公告）

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めた施行細則（平成16年長崎県規則第62号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき、法第7条第1項の土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）及び法第9条第1項の土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）として指定しようとする範囲の縦覧については、次のとお

りである。

令和2年1月17日

長崎県知事 中村 法道

- 1 縦覧期間 令和2年1月17日から令和2年1月30日まで（土日祝日を除く勤務時間内）
- 2 縦覧場所 対馬振興局建設部河港課、対馬市役所中対馬振興部地域振興課・峰行政サービスセンター
- 3 縦覧の対象となる町名と土砂災害の種類
 - (1) 対馬市豊玉町の一部
急傾斜地の崩壊及び土石流
 - (2) 対馬市峰町の一部
急傾斜地の崩壊及び土石流
- 4 意見書の提出
 - (1) 警戒区域及び特別警戒区域として指定しようとする土地に対して所有権その他の権利を有する者で、指定しようとする範囲について意見があるときには、縦覧場所に備え置いている意見書用紙（規則様式第1）に記入のうえ、縦覧期間満了の日までに縦覧場所の意見箱又は下記の提出先に郵送（当日消印有効）により提出することができる。
なお、提出された意見書に氏名若しくは住所の記載がないもの若しくはこれらの記載内容に虚偽があるもの又は指定しようとする範囲とされる土地の区域以外に関する記述のあるものは無効とする。
 - (2) 前号の意見書を提出できる権利者であって、病気等の都合により代理者による意見書の提出を行う場合は、代理者の資格及びその理由を示す書面が必要である。
 - (3) 前2号により提出された意見書等で有効なものは、法第7条第3項及び第9条第3項の規定に基づき対馬市長に意見聴取を求める際に添付する。
 - (4) 提出先
〒817-8520 対馬市厳原町宮谷224
対馬振興局建設部河港課

土地区画整理事業の事業計画の変更認可（公告）

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、池山土地区画整理事業の事業計画の変更を認可した。

令和2年1月17日

長崎県知事 中村 法道

- 1 土地区画整理組合の名称
池山土地区画整理組合
- 2 事業施行期間
自 平成27年2月20日
至 令和3年6月30日
- 3 施行地区
西彼杵郡長与町吉無田郷字的場、珍シ川、山下及び江下の各一部
- 4 事務所の所在地
西彼杵郡長与町吉無田郷879番地24
- 5 設立認可の年月日
平成27年2月20日
- 6 変更認可年月日
令和2年1月17日

落札者等（公告）

落札者等について、次のとおり公告する。

令和2年1月17日

長崎県知事 中村 法道

- 1 物品名及び数量
31入札第139号 地方機関ネットワーク機器 1式

- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
長崎県出納局物品管理室
〒850-8570 長崎市尾上町3-1 電話095-895-2881
- 3 調達方法
購入
- 4 契約方法
一般競争入札
- 5 落札決定日
令和2年1月8日
- 6 落札者
長崎市西坂町2-7
(株)九州テン 長崎支店 支店長 永田和彦
- 7 落札価格(消費税及び地方消費税を含む。)
6,998,200円
- 8 入札公告日
令和元年11月15日
- 9 落札方式
最低価格

公安委員会告示

長崎県公安委員会告示第1号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第7条の規定により、次のとおり公示する。

令和2年1月17日

長崎県公安委員会委員長 片岡 瑠美子

- 1 検定を行う警備業務の種別及び区分
雑踏警備業務1級
- 2 検定の日時、場所及び検定予定人員
 - (1) 日時
令和2年4月16日(木)午前10時から午後5時までの間
 - (2) 場所
長崎県西彼杵郡時津町野田郷62番地 とぎつかナリーホール
 - (3) 検定予定人員
20人
- 3 受検資格
受検資格は、長崎県内に住所を有する者又は長崎県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 雑踏警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
 - (2) 公安委員会が(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
- 4 検定試験内容
 - (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 雑踏の整理に関すること。
 - エ 雑踏警備業務の管理に関すること。
 - オ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

- ア 雑踏の整理に関すること。
- イ 雑踏警備業務の管理に関すること。
- ウ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(3) 検定の方法

検定においては、学科試験を実技試験の前に行うものとし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

5 検定申請の手続

(1) 申請期間、申請先等

申 請 期 間	申請時間	申 請 先
令和 2 年 1 月 20 日（月）から同月 29 日（水）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除く。	午前 9 時から 午後 5 時まで	申請者の住所地を管轄する警察署又は申請者が警備員である場合は、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署

※ 検定申請の受付は、先着順とし、予定人員に達した場合は、申請期間の途中であっても締め切る。また、郵送による検定申請は受け付けない。

検定申請は、受検者本人が行うものとするが、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状を持参すること。

(2) 提出書類

- ア 検定申請書 1 通
- イ 申請者が警備員である場合は、次に掲げるいずれかの書面
 - ㍿ 申請者の住所地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、住所地を疎明する書面 1 通
 - ㍿ 申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、次に掲げるいずれかの書面
 - a 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が同一である場合は、住所地を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面 いずれか 1 通
 - b 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が異なる場合は、当該営業所に属することを疎明する書面 1 通
- ウ 申請者が警備員でない場合は、住所地を疎明する書面 1 通
- エ 次に掲げるいずれかの書面 1 通
 - ㍿ 3(1)の受検資格に該当する場合は、雑踏警備業務 2 級の検定に係る合格証明書の写し及び 3(1)に該当する者であることを疎明する書面（警備業者が作成する警備業務従事証明書など）
 - ㍿ 3(2)の受検資格に該当する場合は、検定規則第 8 条第 2 号の規定により公安委員会が交付した書面
- オ 写真（申請前 6 か月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2 葉

6 検定手数料

13,000 円
検定申請時に長崎県収入証紙により納付すること。
なお、検定申請の受付後は、納入された検定手数料は返還しない。

7 合格発表

本検定の合格発表は、当日検定場所において本人に対して行う。

8 問合せ先

- (1) 長崎県内の最寄りの警察署の生活安全課又は刑事生活安全課
- (2) 長崎県警察本部生活安全部生活環境課許可業務指導室営業第二係（警備業担当）（電話 095-820-0110 内線 3185）

発行者

長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表（八二四）
二一一
二一一
四一

印刷所

長崎県
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺クイック
田クブ
宏リン
弥ト